

# あなたの **空き店舗**

## まちのために 活かしませんか

令和6年度分受付中

### 「瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金」

#### 交付対象者

中心市街地(瑞浪市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地活性化エリア)に空き店舗等を所有し、空き店舗等を活用して事業を行う方へ賃貸する方。  
\* 交付対象となる賃貸借契約の年数がエリアによって異なります。(裏面参照)

#### 奨励金

活用事業者に賃貸した店舗等・店舗等敷地に係る固定資産税・都市計画税の納付額に相当する額を交付します。

- \* **年額10万円**が上限(100円未満切り捨て)
- \* 交付期間は奨励措置の指定を受けた日から起算して**3年分を上限**とします。
- \* 賃貸借契約の期間を超える年数分の交付はできません。(1年間の契約の場合は1年分を交付します。)

例えば…



#### 空き店舗等とは…

事業活動に使用されていない店舗、倉庫、事務所またはその他事業活動のための施設(それらの機能をもった併用住宅も含む)及び中心市街地に所在する空き家をいいます。



このほかに詳細な条件等がありますので、市ホームページ・募集要項でご確認ください。

## 申請方法

### 指定申請

\* 初年度に必要



奨励金の交付を受けるには、市より奨励措置指定を受ける必要があります。空き店舗等の賃貸契約締結後30日以内に下記の書類を瑞浪市役所商工観光課まで提出してください。

- (1) 瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励措置指定申請書
- (2) 添付書類
  - ア 空き店舗等の賃貸借契約書の写し
  - イ 空き店舗等の固定資産課税台帳(名寄帳)の写し
  - ウ 位置図、建物平面図

### 交付申請

\* 毎年度必要



奨励措置の指定を受けた方は、毎年、賦課された固定資産税及び都市計画税を完納後、当該年度内に下記の書類を提出してください。

- (1) 瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金交付申請書
- (2) 当該申請に係る店舗等及び店舗等敷地に対して賦課された固定資産税・都市計画税の額を証明する書類

### 交付請求

\* 毎年度必要

上記交付申請により交付決定を受けた方は、交付決定日より30日以内に瑞浪市空き店舗等賃貸借促進奨励金交付請求書を提出してください。

\* 詳細は、市ホームページ・募集要項でご確認ください。

## 対象となるエリア

